

# 長期使用製品安全点検制度の 登録率向上に向けた取組強化

平成27年5月22日

商務流通保安G

製品安全課

# 1. 長期使用製品安全点検制度

○小型ガス湯沸器に係る死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生したことを背景として、経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度を導入。

○本制度は、重大事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、当該製品については事前に所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。

## 特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)



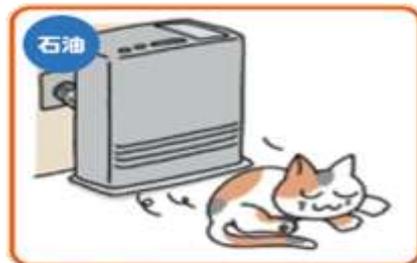
屋内式ガスふろがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

## 2. 本制度の課題

- 本制度は、事前に製品の所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知することとなっている。
- 販売事業者は、購入者(所有者)に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載内容を説明する義務がある他、所有者票の代行記入・登録も可能。
- しかしながら、**本制度の前提となるメーカーの所有者情報の把握(登録率)は、全体で37%と低い水準にとどまっている。**



### 所有者情報登録率

【製品別】 (平成27年3月末現在)

- 電気製品 34%
- ガス機器 43%
- 石油機器 37%

【特定保守製品別】

- ビルトイン式電気食器洗機 36%
- 浴室用電気乾燥機 33%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) 48%
- 屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス用) 33%
- 屋内式ガスふろがま(都市ガス用) 54%
- 屋内式ガスふろがま(LPガス用) 33%
- 石油給湯機 41%
- 石油ふろがま 36%
- 密閉燃焼式石油温風暖房機 31%

### 3. 今後の取組の3つの方向性

#### ①(特定保守製品の)販売時の対策

販売事業者に対し、所有者への本制度の説明の徹底、所有者票の代行記入や代行登録に対するさらなる協力を要請。併せて、製造事業者による返送された所有者票の分析等を踏まえ、行政による立入検査等を強化。

#### ②設置済み製品に対する対策

関係事業者に対し、定期的な点検等の際の登録の確認、(登録されていない可能性がある場合の)代行記入・登録に対する協力を要請。

#### ③賃貸住宅の設置済み製品に対する対策

賃貸住宅では、居住人ではなく、賃貸住宅の所有者等に対する協力を要請

#### 販売時の対策

販売事業者への協力要請

製造事業者による分析実施

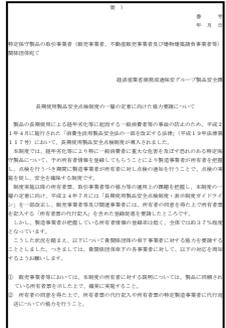
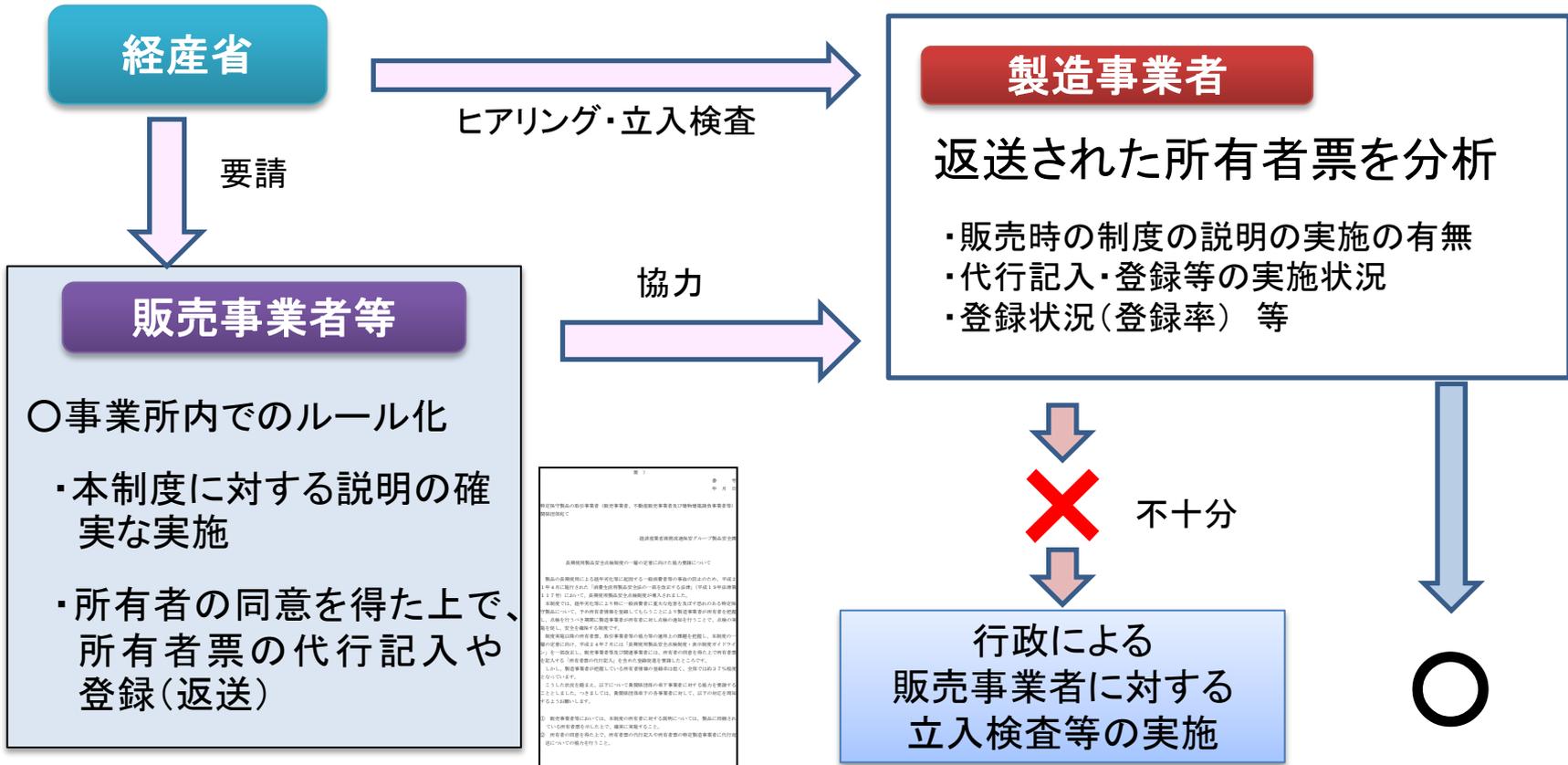
#### 設置済み製品 に対する対策

関係事業者への点検時等の確認、代行登録等への協力要請

賃貸住宅の所有者に対する協力要請

# 4-1. 具体的な取組 ～販売時の対策～

- 販売時の対策として、経産省より、販売事業者に対して、①所有者への説明の徹底、②所有者票の代行記入・登録等の協力を要請。
- 今後、製造事業者は返送された所有者票の分析を行い、必要な対策を検討。
- 行政は、適切に対応していない事業者に対して立入検査を実施。



事業者団体等への要請文書(例)

# 4-2. 具体的な取組 ～設置済み製品への対策～

○設置済み製品への対策として、関係事業者が行う点検等の際に、①所有者情報の登録の確認と、②登録されていない可能性がある場合には、所有者に同意を得た上で、代行記入や登録等を行うことに対する協力を関係事業者に要請。

## 設置済み製品への対策に関する要請

○要請先:

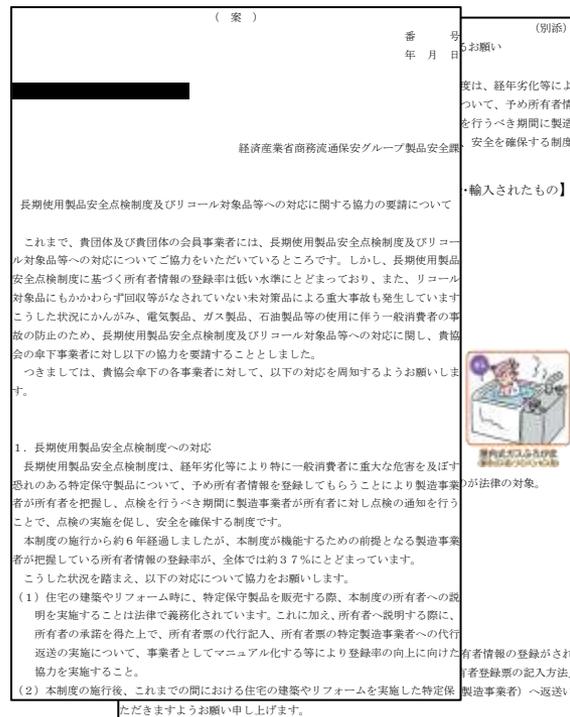
電気製品、ガス機器、石油機器の点検等を実施する機会を有する事業者

○要請内容:

所有者情報が登録がされていない可能性のある対象製品について、所有者票の代行記入等の協力を実施すること

○ガス事業者・ガス機器製造事業者等団体  
○ハウスメーカー団体

製造事業者には、関係事業者が点検の際に、所有者に対する説明や登録を短時間で実施できる資料等の作成を依頼中。



事業者団体等への要請文書(例)



# (参考) その他の取組み(点検時期のお知らせ機能、制度の周知)

## 点検時期のお知らせ機能の製品への搭載(事例)



お知らせランプ(緑色)  
が点滅



888表示が点滅

点検ランプが点灯



政府広報

政府広報、NITEプレス、チ  
ラシの作成、事業者による  
周知 等

制度の周知